

目 次

告 示	ページ
11 新潟県市町村総合事務組合管理者選挙の当選人	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任について	1
新潟県市町村総合事務組合管理者の就任について	2
監査委員公表	
定例監査結果の公表について	2

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 11 号

令和 3 年 6 月 3 日実施の新潟県市町村総合事務組合管理者選挙において次のとおり当選人が決定したので、告示する。

令和 3 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

管理者選挙当選人 小 林 則 幸 (出雲崎町長)

公 告

新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任について (公告)

新潟県市町村総合事務組合副管理者の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 3 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

副管理者

退 任 小 林 則 幸 (出雲崎町長) 令和 3 年 6 月 15 日

新潟県市町村総合事務組合管理者の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合管理者の就任があったので、次のとおり公告する。

令和3年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

管理者

就 任 小林 則 幸（出雲崎町長） 令和3年6月16日

監 査 委 員 公 表

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合の定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和3年6月16日

新潟県市町村総合事務組合監査委員 大塚 昇 一

新潟県市町村総合事務組合監査委員 南 雲 正

1 監査の対象

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般

2 監査の実施日

令和3年5月31日及び令和3年6月2日

3 監査の着眼点

- ・法令等に適合し、正確であること
- ・最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていること

4 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務全般について、事務局から提出された資料、提示のあった関係書類等及びこれらに係る事務局の説明に基づいて、証憑突合その他の監査手続を実施した。

5 監査結果

上記監査の対象に係る事務等が適正に行われていること及び最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。